

へい殺畜等手当金等交付規程等の一部を改正する件 新旧対照表

○動物用生物学的製剤検定基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1568号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p data-bbox="237 339 376 363">診断液の部</p> <p data-bbox="546 413 866 443"><u>ブルセラ症急速診断用菌液</u></p> <p data-bbox="237 493 1084 564">動生剤基準のブルセラ症急速診断用菌液の 3.4.2 及び 3.4.3 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。</p> <p data-bbox="237 576 1099 639">また、小分製品について同基準のブルセラ症急速診断用菌液の 3.3.1 及び 3.3.2 の規定を準用して試験を行うものとする。</p>	<p data-bbox="1133 339 1272 363">診断液の部</p> <p data-bbox="1438 413 1758 443"><u>ブルセラ病急速診断用菌液</u></p> <p data-bbox="1133 493 1980 564">動生剤基準のブルセラ病急速診断用菌液の 3.4.2 及び 3.4.3 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。</p> <p data-bbox="1133 576 1995 639">また、小分製品について同基準のブルセラ病急速診断用菌液の 3.3.1 及び 3.3.2 の規定を準用して試験を行うものとする。</p>